

今後の河川整備基金のあり方
検討委員会報告

平成 27 年 6 月

今後の河川整備基金のあり方
検討委員会報告

1. はじめに
2. 河川整備を巡る社会の変化と「河川整備基金」
3. 「河川整備基金」の新たな展開に向けて
 - 3-1 今後進むべき「河川整備基金」の基本的な考え
 - 3-2 事業フレームの再構築
 - 3-3 活動を担い、次世代を担う人づくり活動の支援
 - 3-4 様々なステークホルダーとの連携の強化
4. 助成事業について
 - 4-1 助成事業に取り組む基本的な考え
 - 4-2 研究者・研究機関部門
 - 4-3 川づくり団体部門
 - 4-4 学校などにおける河川教育部門
5. 推進事業について
6. 基金事務局の支援機能の改善・強化について
 - 6-1 改善を行う業務
 - 6-2 強化を行う業務
7. 基金の充実と運用管理
 - 7-1 基金の充実と企業等との連携の構築
 - 7-2 基金の運用のあり方と中期計画における基金管理
8. まとめ

1. はじめに

「河川整備基金」は、設立後 30 年近く経過した。基金を取り巻く時代環境は設立当時と大きく変化し、基金で行う事業に対する要請も変化し、多様化してきている。

「河川整備基金」は森林・河川の整備等を推進するため、広く拠出を求め、基金を創設することを目的として準備が進められ、昭和 63 年 3 月 31 日に河川環境管理財団（河川財団の前身）内に設置、同年 4 月 12 日に「助成等の事業が円滑に実施されるよう関係行政機関は必要な協力を行う」との閣議了解がなされた。昭和 63 年度より募金による基金の造成が開始され、平成 25 年度末の基金造成額は 282 億 7,455 万円余となり、我が国有数の基金に発展した。

設立当初から、国や地方公共団体等が行う治水事業のみならず、河川整備の効果を高め、事業の効率的推進に寄与するための多様な事業を進めていくために、これらに関する調査・試験・研究、環境整備対策、国民的啓蒙運動の各種事業を、河川整備事業として進めてきた。昭和 63 年度から始まった助成事業では、30 年間に、河川の調査・研究、環境整備、啓発活動、河川教育等に対して、約 9,500 件、総額約 109 億円の助成が行われた。河川に関する萌芽的な調査・研究や、川に関わる市民団体の活動への助成・支援は、多くの社会的な評価を得てきた。

一方、設立後 30 年間に於いて、河川整備を取り巻く社会の状況は大きく変化している。そこで、「河川整備基金」が設置された時代の社会的な状況と基金への要請を振り返るとともに、現在そして将来の社会的要請を踏まえ、「河川整備基金」の新たな役割の構築が必要となってきた。このため、河川財団では、「河川整備基金」のあるべき姿を検討するため、「河川整備基金」に関わる様々な分野の有識者を委員とする「今後の『河川整備基金』のあり方検討委員会」を設置し、議論を行ってきた。

本報告では、これまで行ってきた議論を踏まえ、「河川整備基金」のあり方の基本方針を示した。河川財団での基金事業の改革が、本報告の基本方針に沿って、着実に進んでいくことを期待している。

2. 河川整備を巡る社会の変化と「河川整備基金」

「河川整備基金」は昭和 63 年に設立された。設立された当時の状況は、高度経済成長期から安定成長期を経て、マイナス成長の時代に突入し、日本経済に陰りが見え始めた時期でもあった。財政面においても恒常的な財政赤字が発生している。

河川事業では、大河川の氾濫や堤防の決壊による大規模な水害、都市近郊の水害危険度の高い地域での急速な住宅開発等による、都市中小河川での水害が全国で頻発していた。その主な原因は、治水投資の不足と、治水事業の計画への地域の理解を得ることや必要な用地の買収に時間を要したこと等があげられる。

また、経済成長に伴う河川の水質・景観の悪化が進む中、いわゆる三面張り河川に象徴される河川環境に対し、水に親しみ、触れ合える河川への期待や、生態系を重視した河川整備への要請高まった。こうした中、多自然型川づくりや河川水辺の国勢調査等が始まり、新たな河川環境を目指し、地域と連携した河川整備もスタートした。

一方で、公共事業に対する批判や様々な運動が高まる中で、人々が川への理解を深めるための取り組みの重要性も認識されるようになった。

このような時代背景のもと、「河川整備基金」では河川の研究、特に河川工学の研究とともに河川の生態系等に関する調査・研究への助成、環境整備事業や地域の NPO 等による河川の利用・活用の推進や啓発活動への支援、河川教育の推進等に取り組んできた。

しかし、基金設立後 30 年近くが経過した今日では、社会の状況は大きく変化している。東日本大震災の発生と、紀伊半島の豪雨、広島の上砂災害等の激甚な災害の頻発は、想定外の災害とも評価され、さらに地球温暖化に伴う気象変動が激化したこととも合わせ、多くの国民が自らの身の周りの安全が脅かされているとの認識や安全・安心への漠然とした不安感を持つに至っている。

このような状況下でありながら、財政の逼迫により治水投資は国・地方を通じてピーク時の半分以下となっている。さらに、既存の堤防等の河川管理施設の維持管理水準の確保や老朽化施設への対応等の課題も顕在化し、こうした課題に対応した持続的な河川管理を進めるためには、新たに河川施設の戦略的維持管理を構築することが必要となっている。

また、設立当初から取り組んできた河川の生態系や河川の景観に関する調査・研究や多自然川づくり等で得られた科学的な知見に基づく河川整備の展開は、多くの河川で、地

域との連携のもとに進められ、一定の評価を得てきた。しかし、まだ多くの地域・河川において河川環境に関する多くの未解決の課題が残され、一層の取り組みの進展が求められている。

さらに、地域における防災や河川環境の保全、維持管理や身近な利用・活用等にあたって大きな役割を担い、社会的貢献をしてきた NPO 等市民団体とその活動への社会的な要請が一層高まっているが、地域での活動の強化に向けた信頼性の確保や企業の社会貢献活動等との連携、構成員の高齢化に対応した若い世代への活動の継承等の課題に直面している。

このような河川整備に関わる流域・社会の変化に対応し、さらには将来の変化をも視野に入れた新たな「河川整備基金」の役割の構築が求められている。

東日本大震災や激甚な水害の頻発等を受け、防災に関する国民の意識や社会の受け止め方が大きく変わってきており、安全・安心に対する不安感の高まりに対しては、科学的・技術的な知見を総動員し、最悪の状況を含めた災害リスクの評価とその社会的な共有化により、何が起こりうるかを明らかにし、これに基づく具体的な防災・減災の取り組みの構築と社会で有効に機能するいわゆる社会実装が不可欠である。

具体的には、津波防災地域づくり法や「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」により示された、科学的知見に基づいた最悪の状況を含んだ災害のシミュレーションを実施することにより地域・国土のリスクを評価し社会的に共有化するとともに、このリスクに対し具体的で現実的なハード・ソフトの組み合わせによる安全・安心への道筋を明確にしなければならない。この過程においては、河川の維持管理の現状と限界等の課題を合わせた評価を行う必要がある。

河川環境に関しては、これまでの調査・研究の進捗とその成果を踏まえ、河川環境の改善と保全に向けた現場で適応できる河川整備・河川管理技術の体系化と、その社会実装による新たな河川環境の改善と保全に向けた取り組みが必要であり、このための河川環境の評価と今後の方向性の構築が不可欠となっている。さらに、戦略的な河川の維持管理とあわせた、戦略的な河川環境管理の構築と推進が求められている。

防災の強化と河川環境の保全や利用・活用の推進には、地域の NPO 等諸団体の役割が従来にも増して大きなものとなってきており、その活動の持続を支援する取り組みも重要である。これまでの活動助成・支援に加え、持続的な取り組みの強化を支援するとともに

に、活動相互の連携を推進する等、個々の団体を越えた広い活動を支援するプラットフォーム的な支援を検討し実施する必要がある。さらに河川教育そのものの強化とともに、地域の NPO 等との連携を強化し、広がりを持った活動が持続的に展開できる取り組みが必要である。

さらに、我が国における企業の社会貢献活動等への社会的な評価の高まりとともに、これらに関連する活動が広がっている。社会・消費者に与える企業の印象やブランドイメージの構築や企業の評価の向上のため、社会的戦略として社会貢献活動等を採用する企業が増加するとともに、パートナーシップや協働等により活動の幅を広げる動きが見られる。基金事業もこのような企業の動向を踏まえ、企業活動との連携を検討する必要がある。

3. 「河川整備基金」の新たな展開に向けて

3-1 今後進むべき「河川整備基金」の基本的な考え

「河川整備基金」は、河川の担う治水・利水・環境の役割を踏まえ、新たな社会の変化に対応した役割と方向を基本としていくことが必要である。

これまでの「河川整備基金」の取り組みの課題として、以下のことが挙げられる。

- ・ 助成する資金が限られているため、これまでの「広く薄く」の助成から転換を図り重点化していく必要がある。このため、基金の目指す目的やテーマとともに重点化事項を明らかにするとともに、募集においても各提案プロジェクトの目的及び成果の見通しを明らかにする。
- ・ 長期にわたって助成を継続してきた事業の割合が一貫して増加してきている。これは、事業の内容に優位性があることによるが、新たなニーズや取組に対する助成を難しくしている。このため、ニーズの変化に即した新規事業を優先して採択する必要がある。
- ・ 評価基準を明確にしたうえで、重点をおいた採択をし、助成案件の質の向上と成果の社会へのより大きな貢献を目指す。このため、従来行ってきた、一定の採択率の確保を目指した運用を改めるべきである。
- ・ 助成事業だけでは十分に対応しきれない時代が求める先導的な政策的課題等に対し、財団として力点をおいた研究により解決策を見出し、政策提言を行っていくことが求められる。

また、上記の課題を踏まえ、基金事業の推進にあたっては、以下の3点を考慮する必要がある。

- ・ 防災・減災や河川・流域の視点から、河川の治水・利水・環境に関する新たな科学的知見への取り組みや新技術の開発へ向けた調査・研究への支援と助成
- ・ 河川に係る課題解決に向けた NPO 等の多様な団体、研究者、行政等の活動と、その連携に向けた支援と助成
- ・ 調査・研究や多様な活動の次世代を担う若手への支援とともに、河川・流域を通じて防災や環境等を学習する河川教育への支援と助成

さらに、今後の「河川整備基金」の新たな展開にあたっては、下記に示す枠組み等の見直しが必要である。

1. 事業フレームの再構築
2. 活動を担い、次世代を担う人づくりの活動への支援
3. 様々なステークホルダとの連携強化

また、河川への要請や課題が広範にわたり、基金に対する期待も同様に高まってきていることを踏まえ、基金の名称を「河川整備基金」から「河川基金」と改めることを提案する。

3-2 事業フレームの再構築

① 中期計画の策定

基金の対象となる課題やテーマは増加する傾向にあるが、供給できる事業費は限られているために、課題の選択と重点化が必要である。このため、基金事業の中期計画を策定し、事業目的・目標、重点化分野・テーマ、執行する金額ベース等の事業量やそれを支える資金計画などを明らかにして取り組むべきである。

中期計画の策定にあたっては、河川に関わる様々な関係者や有識者より広く意見を聞くとともに、それまでに実施したプログラムや設定したテーマ等を評価し、新たな計画において重点を置くべきテーマを設定する等の定期的な見直しの上で、ローリングを行うべきである。

② 助成事業の事業フレーム

これまでの事業フレームである調査・研究部門と啓発活動部門は、助成の対象が重複する等、応募者にとって分かりにくだけでなく、応募あるいは成果の評価にあたっても困難な状況があった。そこで、応募者の特性を活かすことができるよう両部門の重複をなくし、研究者、川づくり団体等の応募者の属性によって、どの部門に応募することができるのか、助成フレームをより明確化し、研究者や川づくり団体といった対象者別のものへ変更することが必要である。

③ 推進事業の事業フレーム

基金事業は助成を中心として事業を展開しているが、基金の目的を達成する手法を多様化していく必要がある。このため新たに推進事業のフレームを構築し、次の時代

を見通した政策的課題や文理融合型等の分野横断的課題に対し、専門家や行政等の協力を得て、財団において自ら取り組む他、専門家や専門的組織と連携し取り組む等の新たなスキームを構築する必要がある。

3-3 活動を担い、次世代を担う人づくり活動の支援

これまで多くの成果を上げてきた NPO 等、川づくりに関わっている団体では、活動の一層の展開と持続に向けて多くの問題を抱えており、次世代に向けた継承が課題となっており、川づくりの活動を持続可能なものとするための「人づくり」を進めることが喫緊の課題となっている。このため、河川に関心を持ち、理解を深め、行動する人々や河川教育を支える人々が増えることを目指し、次世代を担う人材の育成・指導に当たる人々の養成などの「人づくり」活動に取り組んでいくべきである。

また、調査研究においては、資金力が豊富なシニア研究者から資金力の弱い中堅、若手研究者の助成にシフトし、高等教育・研究の場における河川の研究の将来を担う若い研究者への支援や、初等中等教育における河川教育と川づくりを担う団体が行う社会教育的活動の支援に注力していくことが重要である。

3-4 様々なステークホルダーとの連携強化

① 研究者、川づくり団体、学校

川づくりを担っていく人々や団体との連携強化を図るために、研究会、懇談会等の場の組織化とともに、河川管理者、企業などの関係者も入った交流の場を設け、相互の意見交換が行えるような機会を設ける必要がある。

また、河川教育を支える、研究者、NPO、等川づくり団体、河川管理者など外部人材について、学校へ紹介する人材バンク的な機能等を、河川管理者とも連携して、子どもの水辺サポートセンター等を活用し、構築するべきである。

② 企業

川づくりに関心を持ち、連携を求める企業のみならず、流域や川と接点を持つ企業との連携を積極的に求めていく必要がある。企業の社会貢献活動そのものがより良い川づくりに直接的に貢献することや、企業による支援が川づくりを行う団体等の様々な活動に活力を与えることで間接的に貢献することが考えられるためである。これら企業との関係構築のためには、互いにメリットを受けられるような仕組みの検討・構築が必要である。

4. 助成事業について

4-1 助成事業に取り組む基本的な考え

助成事業については、応募者を「研究者・研究機関」、「川づくり団体」、「学校」の3つに再編成した上で、助成される側の自由な発想のもとに、内容、手段、方法は助成される側の裁量で実施されることを基本とし、助成を受ける側の自主性、自由度を高めることが必要である。また、助成の申請に当たっては、事業の目的や川づくりへの貢献等をより明確にするとともに、採択時と終了時の評価を同一者が行う等、評価の方法を改善し、その結果を採択に活かせるようなサイクルとしていくことが必要である。

4-2 研究者・研究機関部門

研究者（研究グループも含む）、研究機関（中学生・高校生で自ら調査研究を行う者はジュニア研究者として位置づけ、中学校・高等学校の部活動としてのクラブを助成対象とする）の助成区分は、調査・研究（一般、若手、中・高等学校のクラブ）と調査研究成果の普及（出版、アウトリーチ活動）の2項目とするべきである。

研究者・研究機関が行う調査研究に対する支援では、河川に係る広範なテーマの中で、萌芽的研究を助成してきた役割を継続するとともに、その次の大きな競争的資金を獲得する段階へのステップアップを目指す調査研究等に対しても重点的に助成を行うことが望ましい。

採択の観点としては、実際の河川の現場での調査・研究からなるフィールドワークを重視するものとし、「川づくり」や河川管理に貢献できるものを優先するべきである。

一般助成では、土木工学や生態学などの理科系（工学、自然科学等）の研究が中心であったが、法学、経済学、社会学等の分野の研究者への基金助成のアピール度を高め、文科系（社会科学、人文科学）、文理融合系の応募分野も明示することで、助成研究の幅を広げていくことが重要である。

調査研究成果の普及では、26年度から実施していた助成成果の出版に加え、啓発活動助成で一部取り組まれていた、次世代の育成にもつながる学会・研究機関等による、一般人向け公開プログラム、高大連携事業、出前授業等研究の場から外へ出て行って行う等のアウトリーチ活動についても河川と関わりが深く、調査・研究成果の社会への実装を目指すものを重点に助成の対象とするべきである。

4 - 3 川づくり団体部門

これまでは河川協力団体、NPO、公共団体等、地域での広範な活動と研究者や行政との連携の中核を担う川づくり団体に着目し、特に、自主的かつ持続的な活動への取り組みを進める NPO 等の川づくりを担う団体を重点的に支援してきた。しかし、この中で、長期にわたって助成を継続してきた事業については助成金を減らしていくこととし、新しいコースとともに若手による取り組みに重点をおいていくようにするべきである。

このため、助成により活動の自立ノウハウが得られ、自律的かつ継続的な展開が可能となるような仕組みを構築していく必要がある。例えば、継続助成は最長 5 年を限度とし、5 年後には、自立できる仕組みの検討と提案を申請の条件とし、この実行を目指すものとする。また、5 年経過後ほぼ同一の内容で看板のみを架け替えるような事業は連続採択しないこととすることが重要である。

長期継続助成事業については採択件数、助成金額に一定の枠を設定することにより制約を設け、新規事業の優先採択につなげるとともに、さらに申請内容及び実施内容について、毎年ステップアップしているか、新たな工夫をしているか等を厳正に評価して、採択に反映することが必要である。

同様に、新設川づくり団体運営支援助成でも、自立に必要な経費（例えば創業支援の研修への参加費）について用途を拡大する等、新設団体が独り立ちし、自律した活動が展開できることを目標として支援していくべきである。

こうした具体的な方針や助成メニューなどを示し、助成される側が「河川整備基金」からの助成を卒業した後の、自律展開への展望をもった活動を重点的に支援するような仕組みを構築していくことが望ましい。

また、人材育成に焦点を当てた事業への支援にも重点を置く。学校での河川教育の支援や河川教育に関心をもつ指導者の育成・養成を行うプロジェクトの支援にも注目することが必要である。

団体の活動内容の透明化、可視化が必要であり、助成された事業について責任をもって完遂していくために、助成先団体は段階的に法人格を持っている団体（NPO、一般社団法人、認可地縁団体、河川協力団体等）に限定していくべきである。直ちに法人化が困難な助成先団体もあることから、当面は、任意団体（権利能力なき社団）も助成対象団体から排除しないこととするが、活動目的、会計処理などを明記した定款や会則を有し、一定の規則に従って活動する団体等に限る必要がある。新設川づくり団体運営支援

助成では、定款等で主要事業のフィールドが川となっていることを記載している団体に要件を厳格化することが望ましい。

4 - 4 学校等における河川教育部門

河川教育に関わる事業についての助成は、26 年度より河川教育部門を新設し、教育活動助成から調査・研究助成まで体系的に再編成し、単元活動、年間を通じたクロス・カリキュラム活動（特定テーマについて複数の教科の内容を相互に関連付けて学習するもの）、複数学年・通年の教育プログラム作成と段階的にステップアップが図れる助成へと変更した。その実施状況を踏まえ、27 年度助成では教育計画助成として単学年・通年、複数学年・通年、調査・研究助成として全校体制での実践的研究に修正を行っており、今後この方式を継続することが重要である。

さらに、助成採択スケジュールは、学校のカレンダー（年間行事予定）にあった採択スケジュールの要請があったことを考慮し、各学校より年間指導計画が市町村教育委員会に上がる時期となる 12 月か 1 月に採択の可否を通知できるようにスケジュールの調整、体制の整備を行うことが必要である。

また、学校等において河川教育の普及を図るために、「河川教育研究指定校」のようなパイロット的な先端的カリキュラム（教育課程）開発という高いレベルでの実践の取り組みをプラスしていく。このために助成事業だけではなく、教員や関係者間の研究・研修のための交流の場・拠点の整備や情報の流通等、共通の基盤を構築し支援していくことが大切である。

5. 推進事業について

助成事業とともに基金事業の目的である「川への理解を深める」活動を車の両輪として支えるものとして、従来行ってきた指定課題を対象とした調査・研究を廃止し、個々の研究では取り組むことが困難な課題を対象とした、新たな推進事業に取り組んでいく。この事業の主たるものとして、「政策研究」、「人づくり活動を支援する基盤整備」の2つの分野が考えられる。

「政策研究」では、次の時代を見通した政策的課題や文理融合型等の分野横断的課題等の研究を進める必要がある。このため財団は民・学・官連携の下、研究会、委託研究等、課題に応じ適切な形態を採用して、研究を実施し、政策提言を積極的に行っていくことが必要である。

「人づくり活動を支援する基盤整備」では、助成事業で行われてきた、啓発活動、学校教育などの個々のプロジェクトにおいて中心となってきた関係者の連携の強化を図るために、相互の情報や知見の共有化等を支援する基盤整備を進めていくべきである。

具体的には全国で進められている様々な取り組み相互の情報や知見の共有化とともに連携の強化を図るために、財団に設置されている「子どもの水辺サポートセンター」を活用し、情報の交換、先進・優良事例の共有、資機材や支援ソフトの提供などの場となるネットワークやプラットフォーム機能の充実を図る。さらに、河川教育や河川の安全利用に関わる支援体制を強化するとともに、教員の河川への理解の向上や教材開発に支援・協力をを行い、学校教育における河川教育を推進する基盤づくりを行っていくことが望ましい。

また、河川を研究する研究者の支援体制を強化するため、関係学会と連携し、研究者の層を厚くし、質を高める人づくり事業を「政策研究」と関連させ進めていく必要がある。

トップレベルの業績をあげた人々や、「河川を深く理解する」ことへ貢献をされた人々への顕彰として、「河川基金賞（仮称）」の創設について検討も行うことが望ましい。

この他、推進事業として取り組むべき内容が今後出てくることが考えられるが、推進事業の趣旨、すなわち助成事業とともに、車の両輪として支えるべき内容のものであるかどうか吟味して、優先度の高い、必要なプロジェクトについては推進事業として取り上げていくことが望ましい。

6. 基金事務局の支援機能の改善・強化

基金として、助成を受ける者が事業をやりやすく、また質が高いものとなるように、基金事務局の支援機能の改善・強化を図ることも、今後の重要なテーマである。基金事務局の支援機能についての提言をまとめた。

6-1 改善を行う業務

現在の事務局の業務量の大半は、助成成果報告書の検収作業が占めている。この業務を改善するため、助成先の資金管理の体制、内容に応じた検査手法を採用できる弾力的な検査ルールを導入するべきである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されている大学や公的な研究機関に所属する研究者への助成は、それら機関への委任経理とする。それ以外の団体・個人への助成は、抽出検査から重点的検査まで内部統制力や助成額に応じた検査とし、虚偽の申告等が判明した場合には厳正な処分を行う等の対応をとる方式に転換することが望ましい。

また、助成を受ける者からの改善要望が多い事項として、助成金の使途変更の対応が挙げられている。これについては、科学研究費と同様に、申請書に記載の事業目的や事業に関係がないものは不可とするが、使途変更不要の範囲や必要な協議等を検討し、改善を図ることが必要である。

助成を受ける者、特に川づくり団体では、助成により全国でどのような活動が行われ、成果を上げているのか知りたい、あるいは自分たちが行っている活動を全国に情報発信したい等の希望を持っている。しかし、年1回発行されている「基金便り」は、助成の採択状況や基金の財務的な情報が中心であり、助成を受ける者にとって必要な情報が十分に発信されていない。このため、助成広報を充実し、助成されているプロジェクトの中で、ベストプラクティスを紹介し、成果の普及を図るとともに、活動に携わる団体・人に対して、ロールモデルを学べる情報の提供を行う必要がある。

6 - 2 強化を行う業務

助成業務は、高度の専門性が求められる業務であり、助成を行う組織には助成管理のため、課題の選定、評価、フォローアップを担当するプログラムオフィサー（助成課題管理者）が配置されている事例が多い。河川財団においても、助成事業をより充実させるため、助成担当職員の能力開発を行い、プログラムオフィサー的な職務を担う職員のスキルアップを図ることが望ましい。

さらに「川づくり団体」や学校向けの取り組みとして、持続的な活動とその広がりが図れるよう、河川管理者も交え、団体相互の意見交換やブロック別の説明会・成果発表会・懇談会を開催し、知見や課題の共有化とともに、意見交換や意思疎通を通じて、顔の見える関係の構築に努める必要がある。

7. 基金の充実と運用管理

7-1 基金の充実と企業との連携の構築

近年の寄附金の受け入れ状況については、額は少なくなってきたものの、30年近く前に全国に配られた募金箱を活用した募金等が続いている。このような募金活動は、改めて活性化を図っていく必要がある。また、他の基金等で先行的に取り組んでいる下記の事例も含め、寄付金受け入れの検討を行い、充実を図る必要がある。

さらに、ファンドレイジングコンプライアンスポリシー（募金活動遵守基準）を定め、寄附受け入れ方針を対外的に明示するとともに、寄附者の協力を得て、名前を公表するなどして寄附の透明性も向上させていく必要がある。

（寄附金の使途や分野を特定した受け入れの例）

寄附者の意思が活かせるように使途・分野を特定し、限られた資金を価値あるものとして有効に活用する。

（冠基金の創設の例）

使途、分野、基金の名称はもちろん、対象、金額などを寄附者と連携したプログラムを創設し、財団が責任を持って運営し、寄附者のステークホルダーへの説明責任も果たす仕組みを構築する。

また、現在の社会の中で資金供給力の強いドナーとなる企業等が資金を提供しやすい計画や事業スキームを作り、企業等との連携体制を検討し強化することも重要である。

（企業の社会貢献活動等に対応した受け皿づくりの例）

企業の社会貢献活動等と基金事業とを関連させ、効果的な連携や共同した取り組みを広く展開ができるよう検討する。

7-2 基金の運用のあり方と中期計画における基金管理

基金の運用に当たり、長期金利が極めて低い状況で推移しており、基金の運用収益を上げるように運用すべきであるが、基金が国民各層からの募金活動によって造成された経緯を踏まえ、これまで行ってきたように、投資で損害を受けるリスクを計り、慎重に運用することを基本とするべきである。

新規に策定する基金の中期計画においては、平成28年度から32年度までの5か年間を第1期とし、その間の資金フレームとして収入と支出の項目別の金額を提示する必要がある。第1期の各年度の金額ベース等の事業規模については、現在の長期金利の状況が継続した場合には現状以下の規模となるものと考えられる。支出は改革方針により事業の重点化や効率化に取り組むものとするが、基金の目的を達成するための一定の規模の事業を確保するためには、収入は基金運用収益だけでは充足せず、収支のバランスをとるために、計画期間中に基金自体の取り崩しが必要となる。この取り崩しについては、第1期の中期計画において限定的に実施するものであり、第2期以降については、その時点での事業の評価・見直しを行い、その結果に基づき改めて判断を行い、中期計画を策定すべきものとする。

8. まとめ

「河川整備基金」が、我が国における「川への理解を深める活動」に引き続き貢献をしていくため、新しい時代に必要なものを補強して、常に改革を行っていくことが重要である。

今回の改革の主要な項目として、「河川整備基金」事業が今後力を入れ、進めていくべき事業を明確にした。この事業としては、

- ① 防災・減災や河川・流域の視点から、治水・利水・環境に関する新たな科学的知見や技術開発に向けた調査・研究への支援・助成
- ② 川づくり団体の持続的な活動とその広がりや連携に向けた支援・助成
- ③ 調査・研究の次世代を担う若手への支援と河川・流域の視点から防災や環境を学習する河川教育への支援・助成

とした。これらの事業を実施する上での基本的枠組みとして、

- ① 計画的かつ重点的に事業を実施するために中期計画を新たに策定
- ② 応募者の特性を活かすため、助成事業の募集部門を活動内容別から対象者別への組み替え
- ③ 長期助成継続事業に関する時間管理と卒業ルールの確立
- ④ 推進事業による次の時代を見通したテーマを扱う政策課題の研究等の実施
- ⑤ 川づくり団体の持続的な活動を支援するネットワーク・プラットフォーム機能の充実
- ⑥ 河川に係る課題解決に向けた NPO 等の多様な団体、研究者、行政等川づくり関係者の活動と、その連携に向けた相互に顔の見える関係の構築への支援

などを提案している。

これらの提案に基づき、改革案の具体化を行うこととなるが、助成を受ける側にとって大きな変更となることから、十分な情報提供に努め、新しい制度への移行を円滑に進めることが必要である。

また、「河川整備基金」事業の推進にあたっては、今後とも中期計画期間（5か年）が終了する毎に、計画の実績を関係者や有識者の意見を踏まえ、点検評価を行い、次の計

画を作るという PDCA サイクルにより、改善していくことが、常に時代の要請を先取りし、ニーズに応える「河川整備基金」としての評価を高めていくことになる考える。

弛まない改革により、「河川整備基金」が多くの人々に活用され、人々の河川への理解が深まり、人と川の良好な関係がさらに強いものとなることを期待する。

参考 この報告の中で使われている用語の定義について

川 :

「川への理解を深める」での「川」は、河川そのものを指しているのではなく、川自体やそれを包含する流域を含んだ概念であり、川をトータルに理解するための枠組み全体を意味している。

川づくり :

助成事業の中で使用されている「川づくり」については、部門毎に若干のニュアンスが異なっているが、求める目標は同じである

研究者・研究機関部門では、河川、流域で行われる河川に関わる事業（治水安全度を向上させるもの、河川環境の保全・創造を図るもの、利水安全度の向上や新規利水に対応するもの、河川の利用を促進させるもの等）や、人が河川、流域と係わる上で身につけなければならない智慧、知識、態度を涵養させる働きを「川づくり」といい、研究者・研究機関部門では、助成された調査・研究の成果が、これらの「川づくり」に対して、活用されることを期待している。

そのため、自然科学で求められる「真理の探究」は必要条件であって、現場に適用、応用され、「川づくり」が推進されるということが十分条件となる。

川づくり団体部門では、「地域づくり」、「地域おこし」の実践の場が川であったり、流域であったりするというような地域活性化活動の意味で用いている。

具体的には、河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動、例えば、自らが理解を深め、その成果を他の人々に伝え、巻き込み、活動の輪を広げること、あるいは、子ども達や人々が理解を深めることへの助力やその機会の提供、理解を深める活動を支える指導者の育成・養成などの活動を総称して、「川づくり」として捉える。

この「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等の団体を「川づくり団体」という。

今後の河川整備基金のあり方検討委員会

委員名簿

	氏名	所属・役職
委員長	中川 博次	京都大学名誉教授
委員	池内 幸司	国土交通省 水管理・国土保全局・局長
委員	磯部 雅彦	高知工科大学・学長
委員	門松 武	一般財団法人 日本建設情報総合センター・理事長
委員	角屋 重樹	日本体育大学 児童スポーツ教育学部・教授
委員	金井 誠	日本建設業連合会公共積算委員会・委員長
委員	岸 由二	NPO 法人鶴見川流域ネットワーク・代表理事
委員	木村 孟	独立行政法人 大学評価・学位授与機構・顧問
委員	小林 潔司	京都大学経営管理大学院・教授
委員	櫻井 敬子	学習院大学法学部・教授
委員	峰久 幸義	三井住友海上火災保険株式会社・顧問

(敬称略、委員は五十音順)